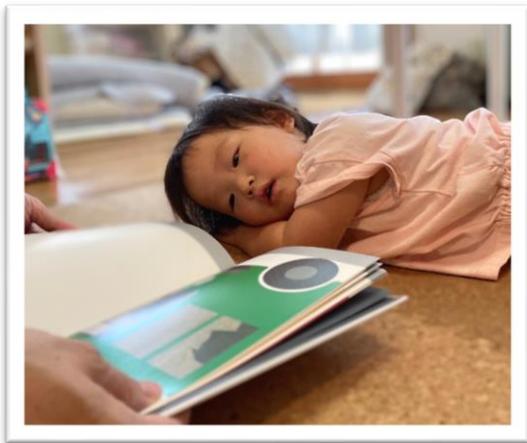


# 砺波市子供読書活動推進計画（第四次）

令和5年3月  
砺波市教育委員会



## 目次

第1章 計画の見直しにあたり .....	1
第2章 第三次推進計画期間における主な成果と課題 .....	2
第3章 計画における基本理念と基本方針 .....	6
1 子供の発達段階に応じた読書活動の推進 .....	6
2 家庭・地域、学校、図書館等を通じた「読書文化の醸成」のための取組の推進 .....	6
第4章 具体的な方策 .....	8
1 子供の発達段階に応じた読書活動の推進 .....	8
2 家庭・地域、学校、図書館等を通じた「読書文化の醸成」のための取組の推進 .....	12
(1) 地域・家庭における読書活動の推進 .....	12
(2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進 .....	14
(3) 健康センターにおける読書活動の推進 .....	15
(4) 児童館・放課後児童クラブ等における読書活動の推進 .....	16
(5) 公民館における読書活動の推進 .....	17
(6) 保育所・認定こども園・幼稚園における子供の読書活動の推進 .....	17
(7) 学校における子供の読書活動の推進 .....	19
(8) 図書館における子供の読書活動の推進 .....	25
(9) 社会全体における子供の読書活動の推進 .....	32

## 第1章 計画の見直しにあたり

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことが、極めて重要です。国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行、翌年14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする計画を定め、家庭・地域、学校等の連携・協力を重視した体制整備に努めるとしています。

平成30年4月には第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、これを受け、富山県では平成31年3月に、第四次「富山県子ども読書活動推進計画」を策定・公表しました。これに基づき、家庭・地域、学校等においてさまざまな取組が行われてきましたが、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があります。

砺波市においても、平成30年3月に「砺波市子ども読書活動推進計画(第三次)」を策定し、子供の読書活動を推進してきました。令和4年2月には、「砺波市教育大綱」が改訂され、《主要施策 3》「楽しく学び自らを高める生涯学習の推進」として、「読書文化の醸成と子供の読書活動の推進」が掲げられています。

近年、スマートフォン等の普及やそれを活用したSNSをはじめとするコミュニケーションツールの多様化、小中学校におけるタブレット端末による学習が始まるなど、子供を取り巻く情報環境が大きな変化をみせています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの図書館が休館したことで、全国的に電子書籍の導入が促進され、それを活用した読書のあり方についても関心が高まっています。

この度、国及び県の第四次計画を受け、砺波市の第三次計画の基本的な考えを引き継ぎながら、子供の読書活動の取組をより推進し、健やかな成長に資するよう、今後5年間（令和5年度～令和9年度）を実施期間とした第四次計画を策定します。

## 第2章 第三次推進計画期間における主な成果と課題

平成30年に策定された第三次推進計画による、取組の成果として以下のようなものが挙げられます。

### ○ 家庭において

- ・「0・1・2歳児絵本事業（ブックスタート事業）」として、砺波ファーストブックの会が砺波市健康センターの「3か月児健診」「6か月児もぐもぐ教室」で、読み聞かせを行うとともに、絵本と子育て支援等の資料を配布
- ・砺波ファーストブックの会が、乳幼児向け図書リストの作成として「おすすめ絵本リスト」を作成
- ・乳幼児に向けた読み聞かせ活動の普及事業として、砺波図書館内で「えほんのじかん」を実施
- ・男性への読み聞かせ普及事業として、「えほんのじかん」の中での男性による読み聞かせの実施

### ○ 地域において

- ・公民館等の地域の施設に、子育て支援ミニ文庫や地域文庫を設置
- ・子育て支援センターにおける読書活動として、絵本コーナーの設置や読み聞かせを実施
- ・放課後児童クラブや児童センター・児童館など、放課後や休日に子供たちが集まる施設に図書コーナーを設置

### ○ 保育所・認定こども園・幼稚園において

- ・絵本コーナーの設置や読み聞かせ、大型絵本の活用、ボランティアグループによる読み聞かせなどの、絵本に親しめる環境づくり
- ・保育中の「おはなしの時間」や日常的な読み聞かせ
- ・絵本を通じたふれあいや、園だよりを通じたおすすめする絵本の紹介などの、読み聞かせの啓蒙
- ・家庭において親子で絵本に親しむための貸出しの実施や、玄関に絵本の貸出コーナーを設置

### ○ 小中学校において

- ・司書と教員との意見交換・情報共有として、司書会やオリエンテーションなどを実施
- ・学校図書館の機能強化のために、貸出頻度の低い古い図書の更新やレイアウトを変更
- ・学校図書館システム維持のために、図書管理用パソコンを更新
- ・学校司書の資質向上のために、教育センター主催の研修会を実施

### ○ 図書館において

- ・新砺波図書館の開館による、読書環境の充実
- ・おすすめリスト「フルフル」の作成や、季節やテーマに合わせた本の企画展示の実施
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等と連携して、出前図書館や団体貸出を実施
- ・「砺波市子ども読書週間」の中での「あなたのイチ押し！」といった取組や、「夏休みブックスタンプラリー」等の読書に関する行事の実施
- ・ボランティアグループと連携・協力して、「えほんのじかん」「おはなしのじかん」「パネルシアター」などの、読書に関する行事の定期的な開催

一方で子供の読書推進活動を取り巻く情勢の変化に伴い、残された課題もあります。

### ○ 情報通信手段の普及・多様化

スマートフォンやタブレット等の情報メディアの普及により、子供でも多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。デジタル情報の利便性の向上は、情報を収集し、分析して問題解決能力を高めることにつながる反面、家庭でインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して、ゲームや動画を視聴する時間が増加し、子供だけでなく大人の読書離れにも大きな影響を与えています。

また、小・中学生にタブレット端末が配布され、学習にも利用されるようになり、学校での読書時間の減少にもつながっています。

「『令和の日本型学校教育』」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（中教審第228号）では、「新時代の学びを支える教室環境等の整備」として、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のためのICT環境の整備とともに、学校図書館における図書の実質を含む環境整備が必要とされています。今後は電子書籍をはじめとする電子媒体の読書環境の整備についても検討していく必要があります。

### ○ 学習指導要領の改訂

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）において、「読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にする。このため、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、各学校段階において、読書活動の充実を図っていくことが必要」とされています。

令和2年（小学校）及び3年（中学校）から全面実施された学習指導要領では、第1章総則に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対

話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」と記されています。

また、平成30年実施の「新幼稚園教育要領」では、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとしています。子供が経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うために、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、言葉に対する感覚が養われるようにすること」とあります。

このように読書活動は、教育基本法等の理念の実現を支える上で必要な要素と位置付けられています。

#### ○ 読書バリアフリー法の制定

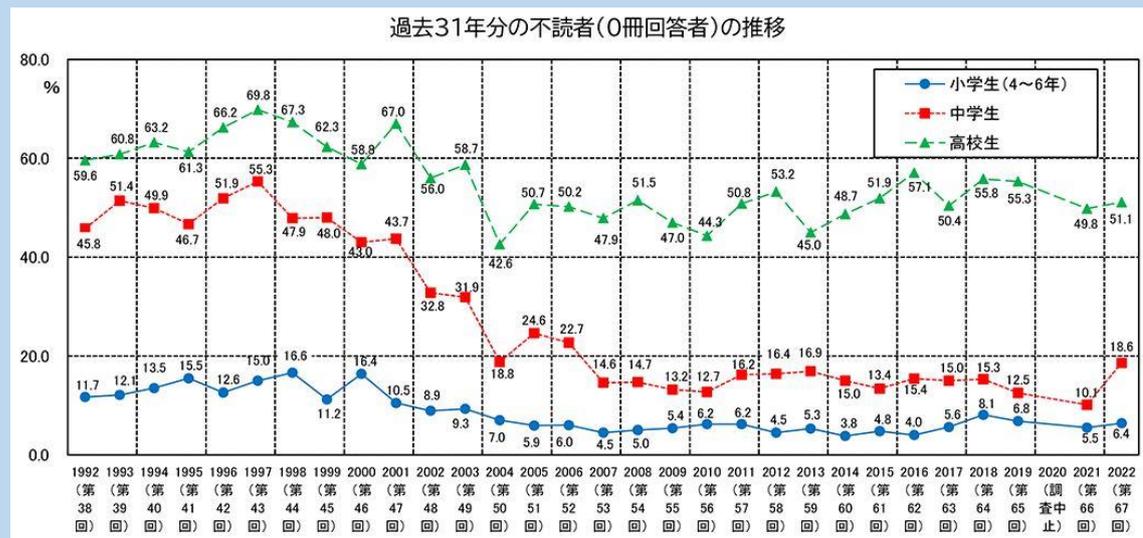
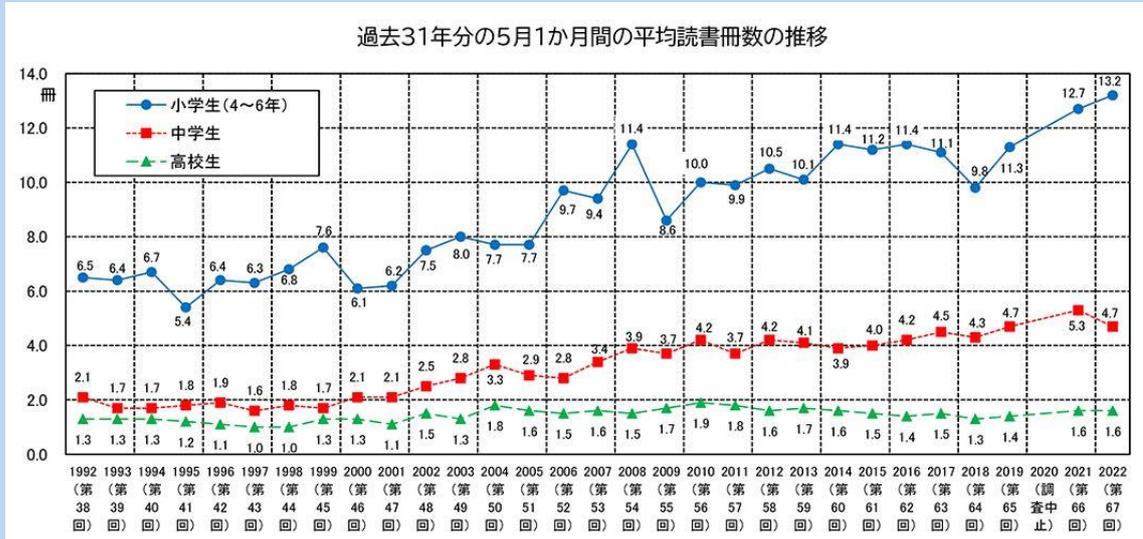
令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定されました。「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目指し、障害の種類や程度に応じた書籍提供の量的拡充及び質の向上が求められています。

#### ○ 子供の読書に関わる調査結果

全国学校図書館協議会が行った「第67回学校読書調査（令和4年）」（次ページ図1参照）によると、5月1か月間の平均読書数は13.2冊と過去最高となっています。中学生はコロナ禍前の令和元年と同じ水準である4.7冊、高校生は令和3年と同水準の1.6冊でした。いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多くなっています。一方、不読率は令和元年、2年は小学生・中学生・高校生とも上がっています。

国の計画では、高校生の不読率が改善されない原因として、①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、②高校生になり読書の関心度合いが低下すること、③スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性があることと分析しています。読書習慣の形成は、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組む必要性があり、高校生の現状だけでなく、そこに至る小学校高学年から中学生までの読書習慣の形成を充実したものにすることが課題として挙げられます。

【図1】「第67回学校読書調査」(全国学校図書館協議会)より



### 第3章 計画における基本理念と基本方針

子供たちは読書活動を通して、読解力や想像力、思考力や表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。物語や新聞、図鑑等の資料を読むことを通して、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的好奇心や真理を求める態度が養われていきます。

その土壌を作るためには、小さいころから読書習慣を身に付け、子供たちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成することができるよう、家庭・地域・学校・図書館などが、連携して読書環境の整備に努め、世代や地域、障害の有無を問わない読書活動の推進を図る必要があります。また、推進のためには教育委員会だけでなく子育てに関わる他部局等とも連携することに加え、学校、図書館、福祉関係者と連携・協力し、横断的な取組が行われるような体制を整備し、社会全体で自主的な読書活動を推進していく必要があります。

#### <基本理念>

砺波市の子供たちが、必要とされる資質・能力を育むために、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を深め、「読書文化の醸成」につながる読書環境の整備を推進します。

また、社会全体で子供の自主的な読書活動を推進するために、次の2つを基本方針として取り組みます。

#### 1 子供の発達段階に応じた読書活動の推進

子供の自主的な読書を推進するためには、乳幼児期から子供の発達段階に応じ、読書の楽しさを伝え、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供することが重要です。

また、小学校から中学校、中学校から高等学校等、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向が見られることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが期待されます。

このような観点から、子供たち一人一人の発達や読書体験に留意しつつ、家庭・地域、図書館、学校等において、子供の発達段階に応じた読書活動の推進に努めます。

#### 2 家庭・地域、学校、図書館等を通じた「読書文化の醸成」のための取組の推進

読書は、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となることもあります。知的活動の基礎となる自

主的な読書活動は、人格の形成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に必要不可欠なものです。

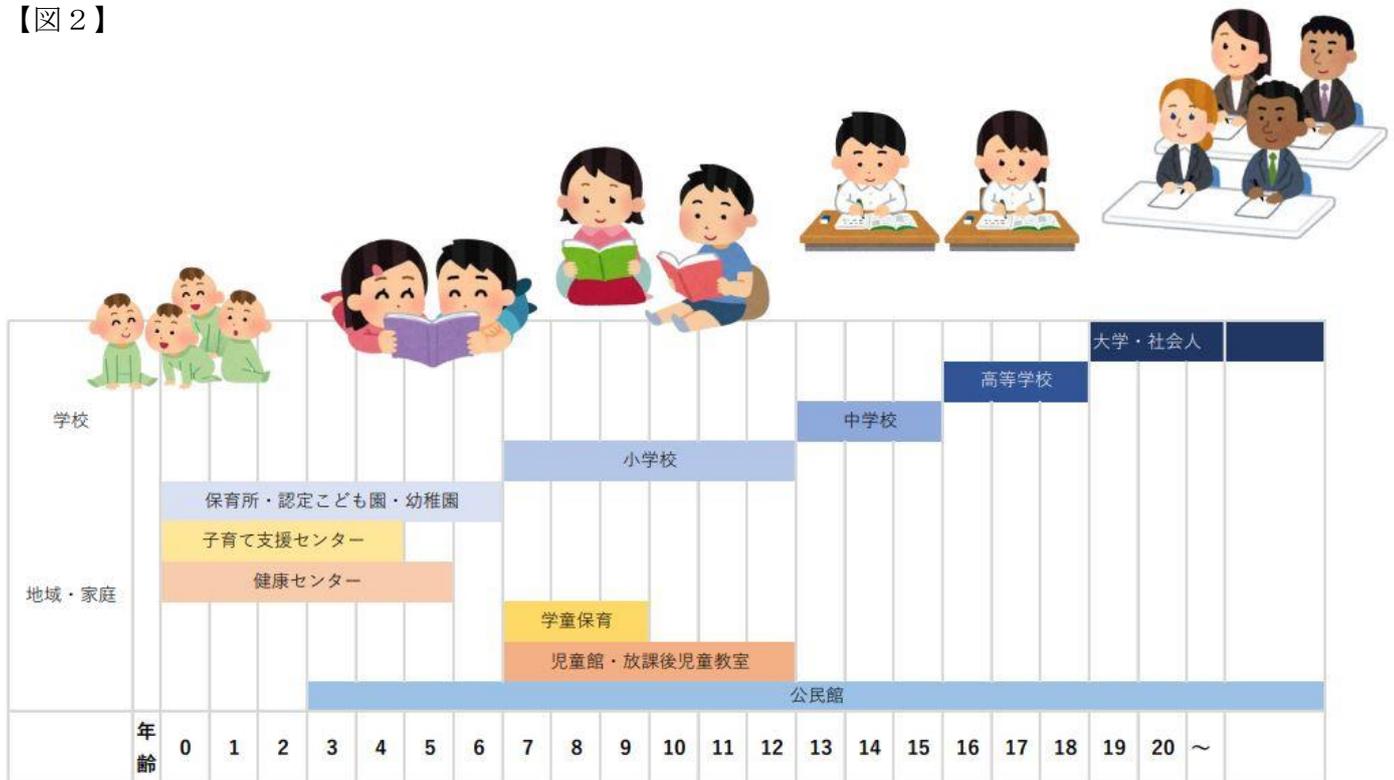
子供が自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付け、子供の興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進していくためには、家庭では大人自身が読書を楽しむ姿を見せ、地域では子供に合った本が身近にあること、身近に本の話をする大人や友達がいることなど、子供の周囲に読書環境を整備することが大切です。

保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校では、子供の読書活動を支援し、読書指導の充実を図り、子供の読書に対する興味関心を高めていくことが求められています。

公共図書館は、子供も大人も、さまざまな本と出合える場所であり、読書活動の中核的な役割を果たすことが期待されています。また子育てに関わる担当課等との連携・協力を図り、子供や保護者世代にとって利用しやすい環境が求められます。

このような観点から、家庭・地域、図書館、学校等がそれぞれ担うべき役割を果たすとともに、関係機関が密接に連携・協力して、社会全体で読書文化を醸成していく読書活動の推進を図る取組を進めます（図2）。

【図2】



## 第4章 具体的な方策

### 1 子供の発達段階に応じた読書活動の推進

子供が読書を好きになり、自主的に読書をするようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じた取組が必要です。そのため、子供に接する環境である、家庭・保育所・認定こども園・幼稚園、学校それぞれが、子供たちの一人一人の発達や読書経験に留意することが必要です。

また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が望まれます。

\* 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」より（平成30年3月）

#### 1 幼稚園・保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

#### 2 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

#### 3 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

#### 4 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## 現状・課題

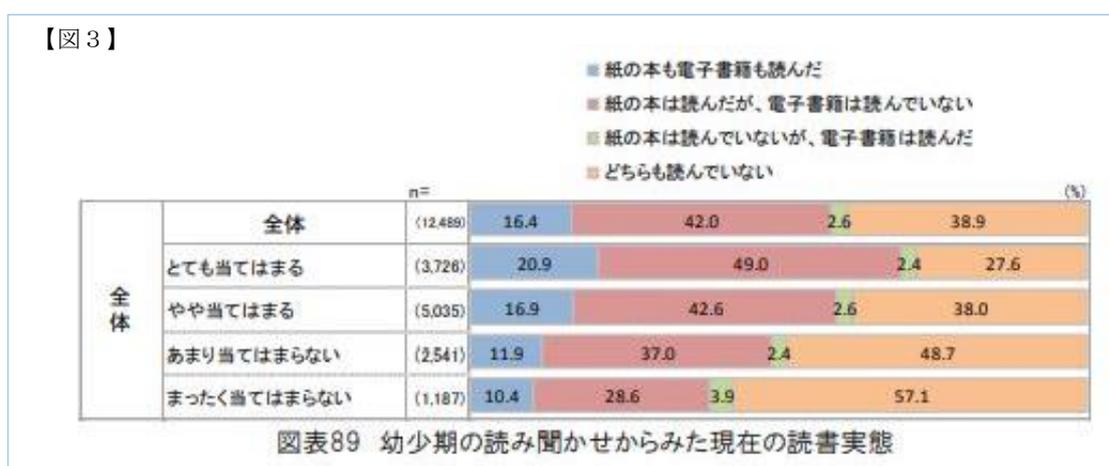
全国の小学6年生と中学3年生を対象に実施された「令和4年度 全国学力・学習状況調査」における「授業時間以外に(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の質問への回答結果は、下表のとおりでした。

	2時間以上	1時間～2時間	30分～1時間	10分～30分	10分未満	全くしない	その他無回答
R4小	7.2%	10.1%	19.2%	23.2%	14.1%	26.1%	0.1%
R4中	4.7%	7.8%	15.0%	21.4%	12.2%	38.9%	0.0%
R3小	7.5%	10.8%	19.3%	23.8%	14.7%	23.9%	0.0%
R3中	5.5%	8.6%	14.8%	21.2%	12.4%	37.3%	0.2%

小学6年生と中学3年生のいずれも、最も割合が多いのは「全く(読書を)しない」で、次いで「10～30分」、「30分～1時間」の順でした。また、「全くしない」の割合は、中学生の方が小学生よりも10ポイント以上も高くなっています。

読書時間が「10分未満」とする回答が、小学6年生では全体の約4割を、中学3年生では全体の約5割を占めており、児童生徒の読書が習慣化されていない実態がうかがえます。

「平成30年度 文部科学省委託調査 子供の読書活動の推進等に関する調査研究 報告書」(平成31年3月 株式会社創建)では、幼少期の読書活動との関係を調査しています。未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭の子供は、その他の子供に比べて読書をしない子供の割合が少ないとされています(図3)。

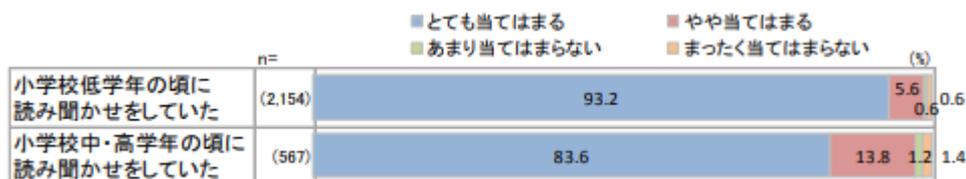


また、小学生の子供に読み聞かせをしていた家庭はどれくらいあるかも調査しています。

未就学児の頃から、小学校低学年、中・高学年へと学年が上がるにつれて読み聞かせの割合は少なくなるものの、小学校低学年の頃に読み聞かせをしていた家庭では、

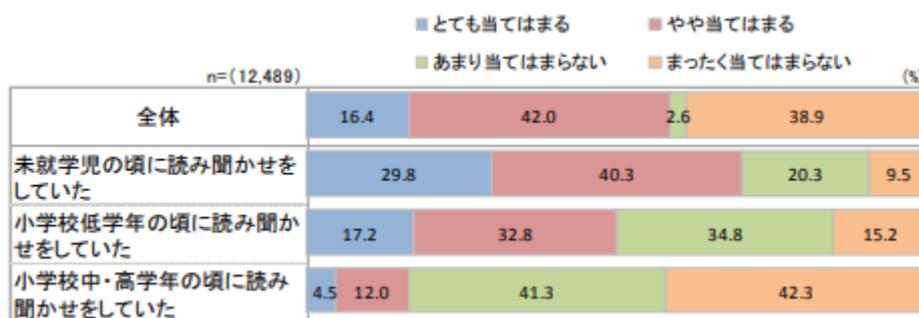
約9割が未就学の頃にも読み聞かせをしていることが分かっています（図4）。他にも未就学児の頃から小学校低学年、中・高学年へと学年が上がるにつれて読み聞かせの割合は減りますが（図5）、高学年の頃まで読み聞かせをしていた子供の場合は、読書をしないうちの子供の割合が少ないことが分かります（図6）。

【図4】



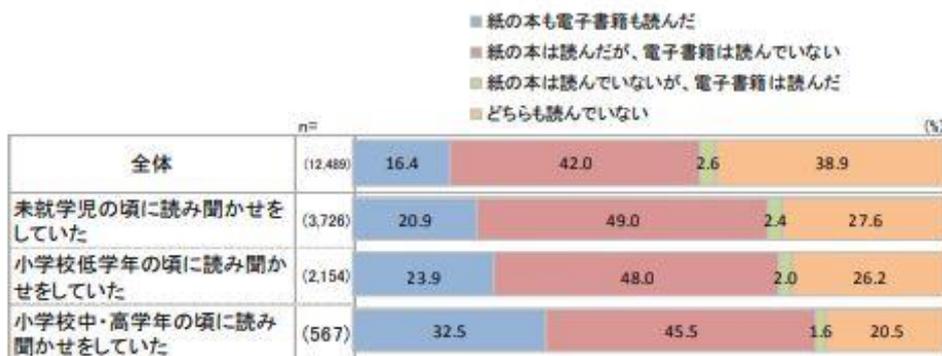
図表91 小学校就学以降に読み聞かせをしていた家庭の未就学児の頃の読み聞かせの状況<sup>21</sup>

【図5】



図表90 家庭での読み聞かせの状況

【図6】



図表92 読み聞かせしていた時期でみた現在の読書実態

以上のことから幼少期から読み聞かせを行うことで、読書習慣の基礎が作られていくことが分かります。

## 推進のための取組

---

本計画では子供の読書の習慣化のために、対象年齢を以下の4つに分け、読書に関する発達段階ごとの特徴に応じた読書活動を推進します。

### 1 乳幼児期（0歳から6歳まで）における読書活動の推進

- ・家庭では、子供が本に興味をもつようになるよう、絵本や物語の読み聞かせを推進する環境を整えます。
- ・乳幼児期からの読書の働きかけとして、ブックスタート事業の機会を設けます。
- ・保育園・認定こども園・幼稚園や子育て支援センターでは、発達段階に応じた推薦図書の紹介等、子供とその保護者へ向けて情報を発信します。
- ・図書館では、読み聞かせ会などのイベントの充実を図り、親子で一緒に本を楽しむことができるようにします。

### 2 小学生期（6歳から12歳まで）における読書活動の推進

- ・学校図書館および図書館の資料の充実を図ります。
- ・学校図書館活用計画を策定し、各教科の学習支援と図書利用の促進、読書時間の確保等に努めます。また、学校司書や学校図書館担当教諭等を中心とした校内での読書推進体制を作ります。
- ・学校図書館では、オリエンテーションなどを通じて、読書指導を行います。
- ・学校司書研修会などを通し、学校図書館と図書館の連携を深めます。
- ・図書館では、図書館利用指導として、図書館見学や司書体験等を行います。子供が集まる施設等への団体貸出を行うなど、読書に親しむ環境を整えます。
- ・読み聞かせやストーリーテリング、パネルシアター等で、おはなしを楽しむ機会を設けます。
- ・家族で同じ本を読む「家読(うちどく)」や家庭での読書に取り組みます。

### 3 中学生期（12歳から15歳まで）における読書活動の推進

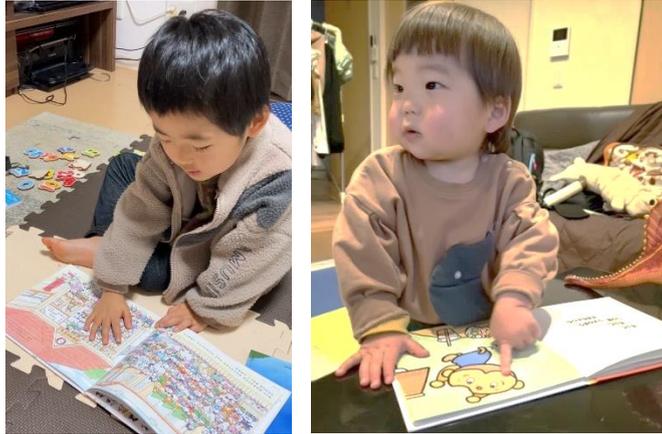
- ・学校図書館および図書館の資料の充実を図ります。
- ・学校図書館活用計画を策定し、各教科の学習支援と図書利用の促進、読書時間の確保等に努めます。また、学校図書館担当教諭等を中心とした校内での読書推進体制を作ります。
- ・年間を通した自らの読書目標冊数の設定や読書記録などにより、自主的に読書をしようとする意識が育つ環境づくりに取り組みます。
- ・学校図書館では、オリエンテーションなどを通じて、読書指導を行います。
- ・学校司書研修会などを通し、学校図書館と図書館の連携を深めます。
- ・図書館では図書館活動への理解を深めるために「14歳の挑戦」を受入れ

ます。

- ・生徒が主体となる読書活動の充実を図ります。

#### 4 高校生期（15歳から18歳まで）における読書活動の推進

- ・図書館の資料の充実を図ります。
- ・インターンシップ等の職業体験を通じて、図書館の役割を広く周知します。
- ・市内の高等学校等と情報交換をし、図書館が連携・協力するイベントなどに取り組みます。



## 2 家庭・地域、学校、図書館等を通じた「読書文化の醸成」のための取組の推進

### （1） 地域・家庭における読書活動の推進

子供の自主的な読書活動の基盤は家庭にあり、身近なところで本と親しむことができる環境が読書習慣の基礎となります。乳幼児期の家庭での読み聞かせのほか、保育所・認定こども園・幼稚園、地域の子育て支援センターや、学校・学童保育など、子供たちが過ごすところで、自然と本に親しめるような環境づくりが必要です。そして家族のぬくもりを感じながら過ごすひとときは、心を豊かにする貴重な時間にもなります。

そして公共図書館は地域における読書活動の中核的な役割を果たすことが期待されます。今後も絵本の読み聞かせや団体貸出、また広報などを通じて、子供の読書活動の推進に努めます。

### 現状・課題

多くの保護者は、読書が子供の健全な人格形成に大切な要素であることを理解しています。しかし子供の年齢が上がるにつれ、読書に関わる時間は減っていきます。また、年代を問わず、日常生活の中で読書を行う時間は減少しています。インターネット

トの浸透と情報通信機器の発達により、手軽にインターネット上の動画などを見ることができ、子供たちの身近にいる保護者も常に持ち歩くタブレット端末が本よりも身近になってきています。

小学生になると、塾やスポーツ少年団や習い事などに加え、インターネットやSNSやオンラインゲーム等に費やす時間が増加し、中学生、高校生になればさらに読書に充てる時間は短くなっていきます。

小さいころに読書の楽しみを知り、読書習慣を身に付けることが出来れば、大きくなってから再び読書に親しむように働きかけることも容易です。子供の読書活動を推進するためには、読書が継続的に生活の中に位置付けられるように、家庭・地域、図書館、学校が相互に連携・協力を図り、社会全体で読書に対する理解を深める必要があります。

## 推進のための取組

- ・未就学児を持つ保護者に向けて家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、健康センターで開催している健診の際に、乳幼児向け絵本を紹介するリーフレットや図書館の利用案内を配布します。図書館では、乳幼児向けに絵本の読み聞かせを行うなど絵本に親しむ機会を増やします。
- ・子供たちが本に関する情報を気軽に調べることができるよう、図書館ホームページの子供向けページを充実させ、活用を促します。
- ・親子で一緒に本を楽しむことができるイベントの内容や、本の情報などをホームページや広報等に掲載し、情報発信の充実に努めます。
- ・小学校・中学校のPTA活動の中に読書啓発事業を組み入れて、積極的に読書の推進を図ります。
- ・子育て支援の一環として、男性が育児にさらに積極的に取り組めるよう、男性を対象に読み聞かせの大切さを啓発し、読み聞かせを家庭に普及します。

○「えほんのじかんスペシャル おじいちゃんとパパの読み聞かせ」の様子



## (2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進

子育て支援センターは、子育て中の親子に交流の場を提供し、親同士、子供同士の交流を促進するとともに、子育てに関する相談や援助を行い、親の不安や孤立感の軽減に努めています。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て及び子育て支援に関する講習等も行っています。

未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、保護者に対し、絵本の紹介や読み聞かせ等の大切さや意義を知らせ、読み聞かせ等を推進しています。

本が好きになるためには、幼児期において家庭と連携した取組が必要と考え、絵本の貸出を実施しています。

### 現状と課題

子育て支援センターでは、絵本に親しめるように絵本コーナーを設置しており、自由に絵本コーナーを利用できます。今後も発達に応じた絵本を充実させていくほか、絵本コーナーをゆったりとした静かな環境となるようにしていきます。そのためにも、図書館の団体貸出を利用しておすすめの本や話題の本などを紹介したり、実際に手に取れるコーナーを設置するなど、読書に親しむ場を提供していく必要があります。

### 推進のための取組

- ・絵本コーナーの整備と充実に努めます。
- ・ボランティアグループや講師によるおはなし会を開催するなど、読書の楽しさを伝える催し物を行います。
- ・年齢に応じた図書の展示をするなど、子供と本の出会いの場を増やします。
- ・乳幼児期の保護者に、読み聞かせの魅力を積極的に情報発信します。

#### ○ 子育て支援センターでの読み聞かせの様子



### (3) 健康センターにおける読書活動の推進

健康センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。すべての妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができるように、母子健康手帳交付に始まり、乳幼児健康診査や乳幼児を対象とした育児教室・乳幼児健康相談等を実施することで、母子の愛着形成や健やかな子の発育・発達を促すとともに、関連機関やボランティア等地域の子育てサポーターと連携して、地域で子供が健やかに育つように支援しています。

#### 現状と課題

ボランティアグループにより、「3か月児健診」終了後に赤ちゃんを連れた親子に絵本を読み聞かせてプレゼントする「ブックスタート事業」を行っています。「6か月児もぐもぐ教室」でも同様に絵本の読み聞かせとプレゼントをしています。その際に、子育て支援に関する案内とともに、おすすめ絵本のブックリストや図書館の利用案内も配布しています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、健診会場での読み聞かせはできなくなっていますが、今後も絵本の配布事業などを通し、親子のふれあいを啓発していく必要があります。

#### 推進のための取組

- ・読み聞かせボランティアと連携して、読み聞かせなどを通して絵本の楽しさを伝えます。
- ・絵本を介して子供と接する職員の資質向上に努めます。

#### ○ 健康センターでの読み聞かせの様子



## (4) 児童館・放課後児童クラブ等における読書活動の推進

### 現状と課題

児童館は、放課後や休日等、主に小学生の子供たちに健全な遊びを提供するとともに、安全に遊べる場所を提供する施設です。子供が自由に読書する場を提供していますが、興味・関心を引くような本が少ないのが現状です。

現在、市内にある放課後児童クラブでは各クラブで購入した本のほか、図書館から定期的に配本を受けています。放課後子ども教室では、子供が多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の協力のもと学習や体験・交流活動などを行う事業を行っており、読み聞かせなども行われています。

民間の放課後デイサービスでも、図書館から団体貸出で読書活動を行っています。

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日 文部科学省・厚生労働省策定）では、「2023年度末までに、全ての小学校区で放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施する」として、地域学校協働活動として地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供の成長を支える多様な活動を行うこととなっています。

これからも読書機会を提供するために、予算措置や図書館からの団体貸出・配本を行う必要があります。

### 推進のための取組

- ・図書スペースや読書スペースの確保とともに、新たな図書を増やすように努めています。
- ・様々な遊びの中で、児童が少しでも図書に触れられるよう、きっかけ作りや読書の時間を設けるようにします。

#### ○ 出町児童センターの様子



## (5) 公民館における読書活動の推進

### 現状と課題

公民館にある図書室は身近な読書活動を行う施設です。市内にある21地区の公民館には、平成23年度に「子育てミニ文庫」が整備され、地域の身近な施設として読書に親しむ場となっています。しかし、設置以降図書の再配備などがなく、利用が少なくなっています。

また、近年公民館を利用する子供は減少傾向にあり、地区によってさまざまな取組が行われていますが、読書に対する取組には差があります。

### 推進のための取組

- ・「子育てミニ文庫」の周知や、図書館からの団体配本や地域文庫の設置などによる図書の入替えなどを行い、利用促進を図ります。
- ・行事などを利用して、地域の子供や家庭での読書の大切さの啓発に努めます。

### ○ 公民館に設置されている文庫



## (6) 保育所・認定こども園・幼稚園における子供の読書活動の推進

保育所・認定こども園・幼稚園では、絵本や物語等に親しむ中で、子供が一人で想像を巡らせて楽しんだり、保育者や友達と同じ世界を共有して楽しんだりする体験を大切にしています。絵本の読み聞かせを推進するとともに、保護者に対して日頃の生活の中で、読み聞かせや読書の意義や大切さを理解してもらうよう、広く啓発する役割も担っています。

## 現状と課題

---

年齢に応じた絵本を取りそろえ、保育の中で読み聞かせをするなどいつでも自由に本に親しむことのできる環境があります。

読書習慣は家庭で築かれることから、保育所・認定こども園・幼稚園等から家庭へ子育て本等の貸出しを行い、保護者に対して乳幼児期の読書の大切さを伝えていくことが必要です。また各園では、絵本コーナーを設置し、指導者だけではなく、ボランティアや図書館職員の協力の下で読み聞かせを行うなど、子供が絵本に親しめるような環境づくりに取り組んでいます。引き続き、絵本や物語等を読み聞かせることが子供の心や感性の育ちにつながることを、保護者に広く啓発していくことが必要です。

## 推進のための取組

---

- ・保育所、認定こども園、幼稚園等においては、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に基づき、幼児が絵本や物語等に親しむように、毎日、絵本や物語の読み聞かせ等を行っていきます。
- ・幼児の年齢に合わせた絵本の充実にも努めるとともに、親子で図書に親しめるよう、絵本等の貸し出しを行っていきます。
- ・できる限り蔵書を増やす努力をし、多くの子供たちが絵本等に触れられるようにします。
- ・地域のボランティアグループと連携し、親子に読み聞かせを行うなど絵本の楽しさを伝えます。
- ・子供に幅広く本を選ぶ楽しさを伝えるため、指導者自身が様々な絵本に触れられるような研修の機会を設けます。
- ・週末の園文庫の貸出などを通して、家庭での読書のきっかけづくりに努めます。
- ・図書館の団体貸出などを利用し、発達段階に応じた図書の提供に努めます。

### ○ 子供たちへの読み聞かせの様子



## (7) 学校における子供の読書活動の推進

学校では、従来から学校図書館の利用指導や読書活動、国語科などの学習や朝読書などの活動を通じて児童・生徒の読書指導を行ってきました。

学校図書館は、子供が日常生活の多くの時間を過ごす空間であり、読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。

平成19年6月に改正された学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)と規定されています。また、令和2年(小学校)及び3年(中学校)から全面実施された学習指導要領では、第1章総則に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」と記されています。

第2次砺波市総合計画後期計画でも、「学校施設の整備と充実」のための取組として、児童生徒が本を楽しめるよう学校司書と学校図書館担当教諭の協力体制の充実を図るとともに、市立図書館との連携を強化し、より一層読書に親しむ環境を整備していくことを掲げています。

文部科学省が行った「子供の読書活動の推進等に関する調査研究(令和2年度 学校図書館の現状に関する調査)調査分析報告書」では、子供の“平均読書時間”について「小学校・中学校ともに“図書標準達成率”との強い相関性が確認された」とあります。学校図書館における蔵書の整備・充実が、子供の読書に対して大きく寄与するとされており、中学校に関しては“授業日数に対する終日開館率”や“全校一斉読書活動実施率”等についても子供の読書状況との間に強い相関性が認められるとされています。

読書が好きな子供を育てるだけでなく、生涯にわたって学び続けるための読書力と読書の習慣を身に付けるために、読書の機会の拡充や図書の紹介、また読書経験や体験を共有することで、さまざまな図書に触れる機会を増やしていくなど、学校図書館が担う役割はますます重要なものとなります。

### ○ 学校図書館の様子



## (ア) 教育課程への学校図書館の組入れと読書習慣の確立

### 現状と課題

「学習指導要領（総則）」では、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされており、各教科における言語活動の充実、学校図書館の活用、学校における言語環境の整備が求められています。

これまで多くの学校では、児童・生徒が読書の習慣を身に付けるための「朝の読書（朝読）」を実施していましたが、最近では「朝の読書」のほかに、教科学習や学校によって、多様な活動が行われています。またタブレット端末の導入により、本に触れる時間が相対的に減る傾向にあります。特に中学生は部活動や委員会活動など忙しく、読書時間を確保することが課題となっています。そのため、限られた時間で生徒が本に親しむことができるよう、各学校では図書館司書やボランティアグループの読み聞かせのほか、図書委員会による本の紹介、読書週間の設定などの様々な取組を実施しています。

また、学校図書館は「読書センター」だけではなく、「学習センター」「情報センター」としての機能も担っています。子供の読書活動向上のための総合的な取組を進めるためには、資料を取りそろえる必要があり、学校と図書館の連携が不可欠となります。

また、学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップのもと、学校図書館の現状把握を行い、教職員一人一人の意識を高めるとともに、校内の推進体制を確立し、計画的な図書館運営が求められます。

### 推進のための取組

- ・各小中学校で学校図書館活用計画を策定し、各教科の学習支援と図書利用の促進、読書時間の確保等に努めます。
- ・教員と学校司書が連携し、学校図書館を活用した授業事例を共有するなど、本と子供をつなぐ手立てを学校全体で考えます。
- ・年間を通した自らの読書目標冊数の設定や読書記録などにより、子供が自主的に読書をしようとする意識が育つ環境づくりに取り組みます。
- ・発達の段階に応じた推薦図書などを選定するほか、教科学習や総合的な学習の時間など、学校図書館の計画的な活用を図る年間計画を作成します。また、学校図書館担当教諭等を中心とし、校内での読書推進体制を作ります。

## (イ) 学校図書館の資料の充実

### 現状と課題

文部科学省の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月24日）では、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を目的としており、その計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

また、文部科学省「学校図書館図書標準」（平成5年）で整備すべき蔵書数が定められており、砺波市では12校中すべてがその標準を達成しています。しかし、学校図書館図書標準を達成していても、子供たちが利用できる資料が十分に揃っている学校ばかりではありません。特に教科学習や総合的な学習（探究）では、限られた授業の中で行われるため、資料の数や種類が求められます。学校図書館だけでなく、図書館から借りて資料を揃えています。授業を行う時期が重なると数が足りなくなることがあるため、資料の更新と追加を常に図らなくてはなりません。

学校が児童・生徒たちにとって一番身近な読書環境であることから、日常的に本に親しんでいくための指導や環境づくりが課題です。

### 推進のための取組

- ・ 社会の変化や学問の進展を踏まえ、児童生徒が正しい情報に触れる環境を整備するため、学校図書館図書標準の達成を維持しつつ、新たな図書を積極的に導入していきます。
- ・ 図書の購入にあたっては、児童・生徒、教員等の意見を参考に幅広いジャンルから必要な図書を選定し、多くの図書に触れる機会をもてるよう、蔵書の充実に努めます。
- ・ 学校図書館の環境を整備し、利用しやすい学校図書館を目指します。
- ・ 図書館では学校図書館や総合的な学習で利用する本を購入し、学校図書館支援を積極的に行います。

## (ウ) 学校司書の配置

### 現状と課題

砺波市では、すべての小中学校に学校司書が配置されており、学校図書館担当教諭と連携・協力して学校図書館の運営に携わっています。

「学校図書館図書整備等5か年計画」でも、「学校司書の配置にあたっては、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図ること」とされています。そのためにも、すべての学校で司書教諭を発令できるように、資格をもつ教諭の配置に努めるとともに、教育センターなどが中心となり、学校司書と学校図書館担当教諭がともに参加する研修を充実させていく必要があります。

## 推進のための取組

- ・すべての小中学校への学校司書の配置を継続し、児童生徒の読書環境の維持向上に努めます。
- ・学校司書の研修会を定期的で開催し、資質や専門性の向上のほか、学校間や公立図書館との情報交換を活性化します。
- ・広域的な研究大会にも学校司書を積極的に派遣し、全国の先進事例等の把握に努めます。

### ○ 学校司書研修会の様子



## (エ) 学校司書による読書を推進する環境づくり

### 現状と課題

学校図書館では、学校司書による図書館利用に関する指導、ガイダンス（オリエンテーション等）や本の紹介、ブックリストの作成や展示、読み聞かせ等を通して、子供が本と出会える環境を整えています。

学校司書は、多くの本の中から、子供の発達段階やその子供の興味・関心に合わせた図書を案内し、相談に乗り、必要に応じて図書館から本を借りて用意しています。さらに、学校司書は学校図書館担当教諭とともに、新刊図書の案内だけでなく、学習

に沿う展示や季節に合った図書室の環境づくりを行うことで、子供が利用したくなるような図書館空間を作っています。引き続き、学校図書館には読書スペースの確保とともに、居心地のよい空間にするための工夫が必要です。

## 推進のための取組

- ・ 図書を本棚に詰め込むのではなく、図書と図書の間に十分な空間を設けてディスプレイし、図書の視認性や手に取りやすさを向上させます。
- ・ 子供たちがくつろいで読書できるような読書スペースの整備や推薦図書コーナーを設け、読書推進を図ります。
- ・ 学校図書館の行事や取組の内容を、学校ホームページや校内掲示により児童生徒に積極的にPRし、利用促進を図ります。
- ・ 学校図書館の机・椅子の更新や窓ガラスへの紫外線対策等を計画的に実施し、学校図書館の環境を改善します。

### ○ 学校図書館の様子



## (オ) 学校図書館の蔵書管理システム化と相互貸借

### 現状と課題

砺波市のすべての小中学校に蔵書管理システムが入っています。ただし、業務端末の定期的な更新や、管理ソフトのバージョンアップが必要です。

また、資料の不足分を中学校と小学校の資料の相互貸借によって補うことも出来ることから、学校間の資料の相互貸借を行っていますが、相互の検索は出来ない状態です。

## 推進のための取組

---

- ・蔵書管理システムを維持するために、必要な予算を確保し定期的に更新を行います。
- ・現在学校間では、共通で使用する依頼票を作成し、相互貸出などを行っていますが、引き続き容易に行えるようなシステムを作ります。

### (カ) 学校における読書指導の充実

#### 現状と課題

---

各学校では、「朝の読書」や、図書委員会による本の紹介、読書週間の設定、ボランティアグループや保護者による読み聞かせなど、様々な取組を行っています。読書習慣の確立のためには、学校での取組のほかにも、保護者会やPTA、学校だよりを通じて読書の重要性を伝え、家庭との連携を進める必要があります。

#### 推進のための取組

---

- ・学校図書館担当教諭と学校司書、図書委員会等が連携・協力し、朝読書、読み聞かせ、読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）の実施を継続していきます。
- ・授業や課外活動の中で、学校図書館を積極的に利用し、読書に対する興味・関心を高めます。
- ・学校と家庭の連携を進めるために、PTAによる読み聞かせ、週末や家庭の日（毎月第3日曜日）における家族読書の推奨など、家庭と連携した読書活動を継続します。

### (キ) 関係機関との連携

#### 現状と課題

---

市内のすべての小中学校が、図書館から資料の貸出を受けるなど連携を実施しています。

また小学校2年生が生活科の単元のなかで、砺波・庄川図書館に出向いて、公共図書館の利用の仕方を学んでいます。その際に、おはなし会などを行うこともあります。他にも図書館から学校に出向いて、本の貸出や読み聞かせなどを行っています。

コロナ禍により、相互の行き来は減少傾向にありましたが、子供が実際に図書館を利用することは、図書館にある多くの本に触れる大切な機会となっています。

## 推進のための取組

- ・図書館やほかの関連施設と連携し、団体貸出やレファレンスサービスを受けられる環境を整備します。
- ・図書館で行っている行事等の案内の配布などを通して、学校と図書館で情報共有を行っていきます。

## (8) 図書館における子供の読書活動の推進

図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが求められています。

公共図書館は誰もが気軽に利用でき、必要な知識を得ることができ、大人は子供に与えたい本を選び、子供の読書について相談する身近な施設でもあります。子供たちは幼い頃から保護者とともに利用することで、多くの本の中から、読書を楽しみ、それぞれの興味・関心のある事柄について調べ、探求することができます。

また、家庭・地域、学校等に、必要な資料や情報を提供する役割を担っています。

## (ア) 読書環境の整備

### 現状・課題

図書館には、多くの本があります。子供にとって、図書館は多くの本の中から自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを得られる場所です。児童コーナーでは定期的に企画展示を行うほか、「えほんのじかん」「おはなしのじかん」「パネルシアター」など定期的に行うイベントを通じ、絵本や物語の楽しさを伝えています。そのほか、おすすめ図書を紹介するブックリストを発行しています。

ただ、図書館に物理的に遠く来館しにくい子供たちもいます。学童保育や地域の子供たちが集まる施設などと連携し、団体貸出や出前図書館などを通じて、子供たちが多様な本と出合える機会を設ける必要があります。

## 推進のための取組

- ・ 子供の読書に対する現状や要望などを汲み取り、子供たちが図書館をより身近に感じられる工夫を行います。
- ・ 子供がもっと本に親しみ、情報を得ることができるよう関係施設と連携して、子供の身近な場所で本に親しむことができる環境を整えます。
- ・ 子供自身が読書の楽しさを発信できるように、本のPOP作りやおすすめの本を紹介する機会を設けます。

### ○ 子供の本の展示（庄川図書館・砺波図書館）



### ○ おすすめする本のリスト「フルフル」と展示の様子



## （イ） 図書資料の充実

### 現状と課題

砺波・庄川図書館で収蔵している約34万冊のうち児童図書は約8万冊で、全体の22%を占めています。子供が自由に本を選び読書を楽しむためには、十分な蔵書が

必要であり、また、地域における子供の読書活動の情報拠点として、図書や雑誌といった幅広い資料の収集に努めています。

子供向けの資料では、読み物、絵本、紙芝居のほか調べ学習に必要な知識の本を収集していますが、乳幼児から高校生までそれぞれの年齢に合った資料や障がいのある子供向けのユニバーサル絵本なども整備する必要があります。

また、調べ学習などの資料は、最新の情報や社会の情勢に合わせたものに更新していく必要があります。長い間、読み継がれて消耗が激しい資料についても、継続して利用ができるように、更新していく必要があります。

## 推進のための取組

---

- ・引き続き、幅広い資料の収集・更新のため、児童書の購入費を確保し、関係施設への団体貸出等に対応します。
- ・障がいのある子供に対応した大活字本やL Lブックのほか、外国語で書かれた資料を収集し、多様な言語や文化をもつ子供たちも読書に親しむことができるように努めます。
- ・調べ学習や学習指導要領の改正に合わせて計画的に関連する資料を購入し、幅広く充実した蔵書構築に努めます。
- ・子供の多様性に対応した施設設備面での配慮、図書館利用の際の介助やコミュニケーションの確保、点字資料、大活字本、録音資料等の充実に努めます。
- ・子供が継続して読書できるよう、電子書籍を含む電子資料について調査します。

### ○「さわる絵本」や「大型絵本」



## (ウ) 児童サービスの展開

### 現状と課題

図書館では、定期的にボランティアによる読み聞かせを行っています。

また、読書週間などに合わせて、「砺波市子ども読書月間」として、本に親しむ機会や図書館利用のきっかけとなるような行事や「夏休みブックスタンプラリー」などを行ってきました。

図書館は、地域における子供の読書活動推進の相談・支援の中心的な役割を担う施設として、子供が読書や本に親しむための場や機会を提供することが求められています。これからは読書への関心を高めるために、友人同士で本を薦め合うなど、子供自身が主体となった読書活動の機会を充実させていくことが重要です。

また、子供たちが読書に親しむようになるために図書館司書には子供と本をつなぐ役割があります。専門職として知識や技術、経験を深めることも必要不可欠です。

また、読み聞かせなどに協力してもらっているボランティアグループの活動を支援していくことも必要です。

### 推進のための取組

- ・乳幼児から小中高生まで、発達段階に応じた行事や、図書館見学などを充実していきます。
- ・「14歳の挑戦」やインターンシップ等の職業体験を通じて、図書館の役割を広く周知します。
- ・子供司書やビブリオバトル、おススメのPOPなどを通し、子供自身が主体となる読書活動の充実を図り、地域や学校で読書の楽しみを伝えられる環境を整えます。
- ・市内の高等学校等と図書館が連携・協力するイベントなどに取り組みます。
- ・図書館見学を実施する学校が増えるよう、各学校へ働きかけます。
- ・ボランティアグループの育成や、研修への参加支援に努めます。

#### ○ 図書館見学



#### ○ 「14歳の挑戦」



○砺波高校合唱部・茶道部のイベント



○読み聞かせボランティア養成講座（社会福祉協議会主催）の様子



（エ） 司書の配置と職員の資質向上

現状と課題

図書館司書は、子供と本を結ぶため、児童書の幅広い知識とともにコミュニケーション能力が求められます。子供と本をつなぐ役割を担うためには、経験を深めることが必要です。

推進のための取組

- ・ 司書職員の資質や技能の向上を図るため、研修を行います。県内外で行われる研修などに参加し、職員の資質向上を図り、イベントの中で、本の読み聞かせやブックトークをするなど、子供たちが本の楽しさを知る機会の増加に努めます。

- ・日々の業務における職員間の連携を密にし、共通認識をもって、子供の読書活動を推進します。また、丁寧な対応や積極的な声かけで、読書案内・相談など利用しやすい雰囲気づくりに努めます。

## (オ) 啓発・広報活動

### 現状と課題

図書館では、市の広報誌やホームページ、ラジオ番組での広報や施設等へチラシを配布するなど、利用案内や本の紹介、イベント案内を行っています。

また市のHPやツイッター・ブログなどのSNSでもPRしています。

今後も効果の高い方法を検討し、住んでいる地域にかかわらず、誰でも情報が得られるようにする必要があります。

図書館を利用するきっかけとしてイベントを実施しています。周知方法等を検討し、今後多くの子供たちが参加できるようにする必要があります。

### 推進のための取組

- ・図書館を利用したことのない子供や保護者が行きたくなるような情報を発信し、読み聞かせや読書の大切さを啓発します。
- ・スマートフォン等の普及、コミュニケーションツールの多様化にも対応できるホームページにします。
- ・図書館に新たに導入したボードゲームを活用して、図書館来館のきっかけづくりになるようイベント等を開催します。
- ・子供が読んで楽しかった本をPRする場を設けるほか、子供司書等の活動を通して、本の楽しさを伝える取組を行います。
- ・こども課や子供と関わる職員等と連携を図り、図書館資料の周知・利用を図ります。

### ○ 砺波図書館の様子（図書館ボランティアによる参加型の掲示）



○ 庄川図書館のイベントの様子



○ 図書館 DE ボードゲーム



○ SNSの利用、リストの発行



(カ) 図書館ネットワークの強化

現状と課題

図書館では、定期的に団体貸出を行い、図書館のない地域も含め、家庭や学校での読書や、読み聞かせに役立てています。

小学校や中学校から、授業に必要な資料の団体貸出の依頼を受け、レファレンス(学習・調査・研究を行う上で必要な文献や情報の支援)を実施しています。

学校司書研修に図書館職員も参加し、各学校の学校図書館担当教諭や学校司書と連携しています。しかし学校間の情報共有が課題です。

### 推進のための取組

- ・ 小学校、中学校、義務教育学校と市立図書館とが連携し、団体貸出を行うほか、施設等での読み聞かせを拡充します。
- ・ 学校図書館担当教諭と学校司書との連携を強化し、市立図書館を利用しやすい体制をつくり、学校のニーズを把握して情報の共有化を図ります。
- ・ 小学校の授業や課外学習を利用して、読み聞かせを実施することで本の魅力を知ってもらい、図書館利用や読書につなげます。
- ・ 高等学校とも図書館の利用について連携し、読書の普及に努めます。

#### ○ 図書館見学・オリエンテーションの様子



## (9) 社会全体における子供の読書活動の推進

子供と本をつなぐためには、図書館と関係機関・地域との連携や協力が必要です。読書が子供の楽しみとなるよう、また学習に活用されるように図書館と地域・学校が連携を図り、社会全体で読書に関する理解を高めていく必要があります。

### (ア) 地域ボランティアの協力

#### 現状と課題

砺波市では、図書館で読み聞かせをするボランティアグループが、地域や保育所・認定こども園・幼稚園・小学校等でも読み聞かせを行っています。

ボランティアグループ以外にも保護者が中心となって行う読み聞かせ会や、限られた地域のみで活動するボランティアグループなど、様々な場で読み聞かせが行われています。

また放課後児童クラブや、放課後や休日に子供たちが過ごす場所で活動するボランティアもいます。

しかし、ボランティアの高齢化も進んでいくことから、将来的に地域のボランティア活動の担い手になる子供たちの育成に取り組むことが重要です。

令和2年に開館した砺波図書館では、「図書館お助け隊！」というボランティア活動の一つに、お薦めの本を紹介するPOPを作成する「広報部」という活動があります。ほかにも返却された本を棚に戻す「美化部」、花の手入れ等を行う「園芸部」、そして子供たちとボードゲームをする「ゲーム部」というボランティア活動があります。どの部にも子供たちが参加し、図書館活動に携わっています。こうした人材育成の場を充実させていくことが必要です。

## 推進のための取組

- ・ 子供の読書活動のために必要な知識や技能を有するボランティアの育成とともに、新規会員の募集に努めます。
- ・ 研修等の情報の提供や、関係施設に地域のボランティアグループを紹介するなど、活躍の場を広げるよう努めます。
- ・ 大人とともに、子供も参加できるようなボランティア活動の展開をします。

### ○ 「図書館お助け隊！」 「広報部」 活動の様子とPOP展示会の様子



○「美化部」で本の配架作業中



○「園芸部」で草むしり中



## (イ) 地域の連携・協力

### 現状と課題

地域における子供の読書活動の推進を図るには、目的や年齢に沿ったサービスの展開が必要です。

子供の成長に合わせて、保育所・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校を通じた読書環境の整備とともに、子供が過ごす放課後児童クラブや、地域で活動する公民館、放課後子ども教室や図書館が、子供が育っていく環境を知り、読書環境を整えていく努力を怠ってはなりません。

### 推進のための取組

地域で行われている子育て事業や子供の保育にかかわる人と図書館が、積極的に連携・協力し、地域における子供の読書活動の充実を図ります。

## (ウ) 財政上の措置

本計画の各種施策を着実に推進するために、関係機関はその役割に応じ、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとします。

○委員名簿

職名/担当グループ	氏名	職名等
地域・家庭	柴田 秀紀	砺波市子ども読書活動推進会議委員長 砺波市立図書館協議会 会長
地域・家庭	清澤 百合子	砺波市子ども読書活動推進会議副委員長 ボランティアグループ砺波ファーストブックの会会長
地域・家庭	大橋 孝志	砺波市PTA連絡協議会 会長
地域・家庭	滋野 淑恵	ボランティアグループ めばえの会 代表
保育所・認定こども園・幼稚園	吉田 信子	雄神保育所 所長代理
学校	佐竹 和美	庄川小学校 教諭
学校	今井 恭平	出町中学校 教諭
学校	平井 恵美子	砺波南部小学校 司書
学校	大村 美幸	庄川中学校 司書

○事務局

所属/担当グループ	氏名	所属
学校	岩瀧 巧栄	教育総務課 主幹（兼学務係長）
保育所・認定こども園・幼稚園	老 雅裕	こども課 主幹（兼保育幼稚園係長）
地域・家庭	野原 大輔	生涯学習・スポーツ課 生涯学習係長
図書館	林 誠	砺波図書館 館長
	雄川 環	砺波図書館 図書サービス係長
	渡辺 七瀬	砺波図書館 図書サービス係主任

## 砺波市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成30年8月24日

### (設置)

第1条 砺波市子ども読書活動推進計画（以下「市計画」という。）の総合的な推進にあたり、関係者の密接な連携のもと、市計画を各種施設において効果的に実施するため「砺波市子ども読書活動推進会議」（以下「会議」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 市計画の策定及び見直しに関すること
- (2) 市計画の進捗状況の検討・評価に関すること
- (3) その他子どもの読書活動についての普及及び啓発に関すること
- (4) その他前各号に定める事務に関連し、必要な事項に関すること

### (構成)

第3条 会議の委員は、学識経験者、学校関係者及び子どもの本に関わるボランティアグループの代表者等12人以内で組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 委員長は互選とし、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (設置期間)

第6条 会議の設置期間は、市計画の計画期間とする。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、砺波市立図書館が処理する。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

砺波市子供読書活動推進計画（第四次）  
（令和5年度～令和9年度）

令和5年3月  
編集・発行：砺波市教育委員会